

# 大泉町地球温暖化対策実行計画

『 事務事業編 』

平成30年4月改訂版

群馬県 大泉町

# 目次

## 第1章 基本的事項

1. 1	計画策定の背景	1
1. 2	計画の目的	2
1. 3	計画の位置づけ	2
1. 4	基準年度・計画期間・目標年度	3
1. 5	対象範囲	3
1. 6	対象とする温室効果ガス	4
1. 7	排出係数	4

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

2. 1	温室効果ガスの排出状況	5
2. 2	要因別の排出状況	5
2. 3	削減目標	6

## 第3章 具体的な取組

3. 1	直接的な取組	7
3. 2	間接的な取組	9
3. 3	施設の管理にあたっての取組	10

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

4. 1	推進体制	11
4. 2	点検体制	12
4. 3	進捗状況の公表	12

## 資料編

(1)	地球温暖化対策実行計画推進体制図	13
(2)	活動の種類別温室効果ガス排出量（平成24年度）	14
(3)	排出係数一覧	15
(4)	環境方針	17

# 第1章 基本的事項

## 1. 1 計画策定の背景

地球温暖化の進行は、私たちの社会・経済活動によって発生した大気中の温室効果ガスが原因となり、異常気象や海面の水位上昇による陸地の減少など自然の気候変化に加え、生態系にも多大な影響を与えています。こうした状況は、将来の世代に影響を及ぼすことから、世界的に取り組むべき喫緊の課題となっています。

この問題に対処するための世界規模での取組として、平成4年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、平成9年には先進国に対する温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。

### ■国の動き

平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を施行し、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの削減に向けた取組を促進するための枠組みを定めました。

また、平成22年4月に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）を改正し、年間1,500k1以上のエネルギー（燃料・熱・電気）を使用する事業者に対し、前年比1%の削減を目標に、省エネ活動の促進を図ることとしました。

平成23年3月11日の東日本大震災の発生は、これまでの地球温暖化対策とエネルギー政策を見直す大きな契機となり、今後も環境と経済の両立を図りつつ、積極的に温室効果ガスの削減活動を推進していくこととしています。

### ■町の動き

本町では、環境配慮活動の一環として、平成15年から平成27年までISO14001に基づく環境マネジメントシステム（平成22年より自己適合宣言）を運用し、その後、行政マネジメントシステムへ移行しました。また、第五次総合計画の中では、「限りある資源を大切にし、地球温暖化防止を目指した緑あふれる環境に調和したやさしい町」の実現を目標に掲げ、各種施策を行っています。

こうした状況を踏まえ、大泉町\*自ら率先して、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「大泉町地球温暖化対策実行計画『事務事業編』」を策定しました。

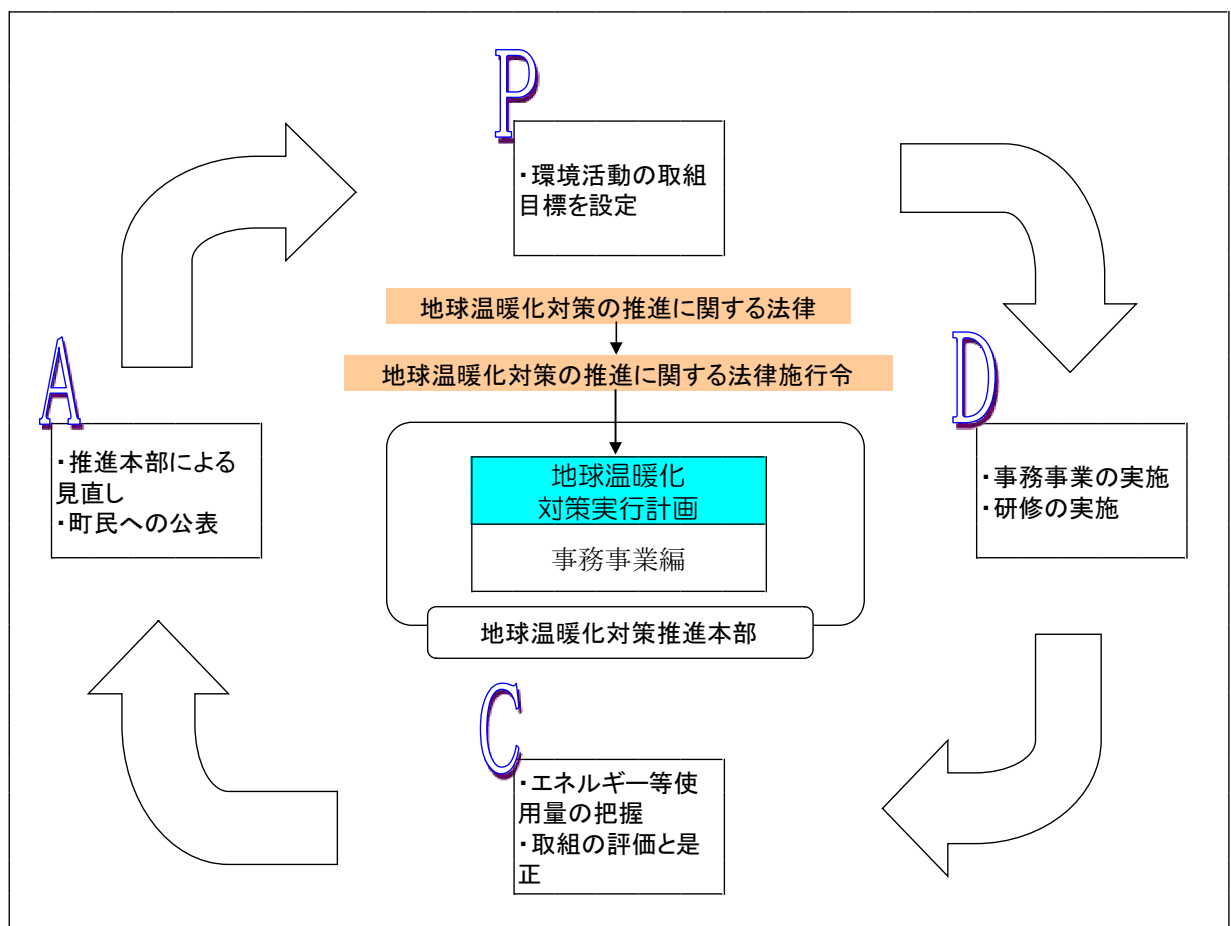
※大泉町：区域としてではなく、組織としての「大泉町役場」を意味しています。

## 1. 2 計画の目的

「大泉町地球温暖化対策実行計画『事務事業編』」（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき策定するもので、大泉町の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

## 1. 3 計画の位置づけ

本計画は、本町の事務事業に係る温室効果ガスの排出抑制対策を具体的に実行するための計画として位置づけています。



## 1. 4 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度\*を平成24年度とし、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

目標年度については、最終年度である平成30年度とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

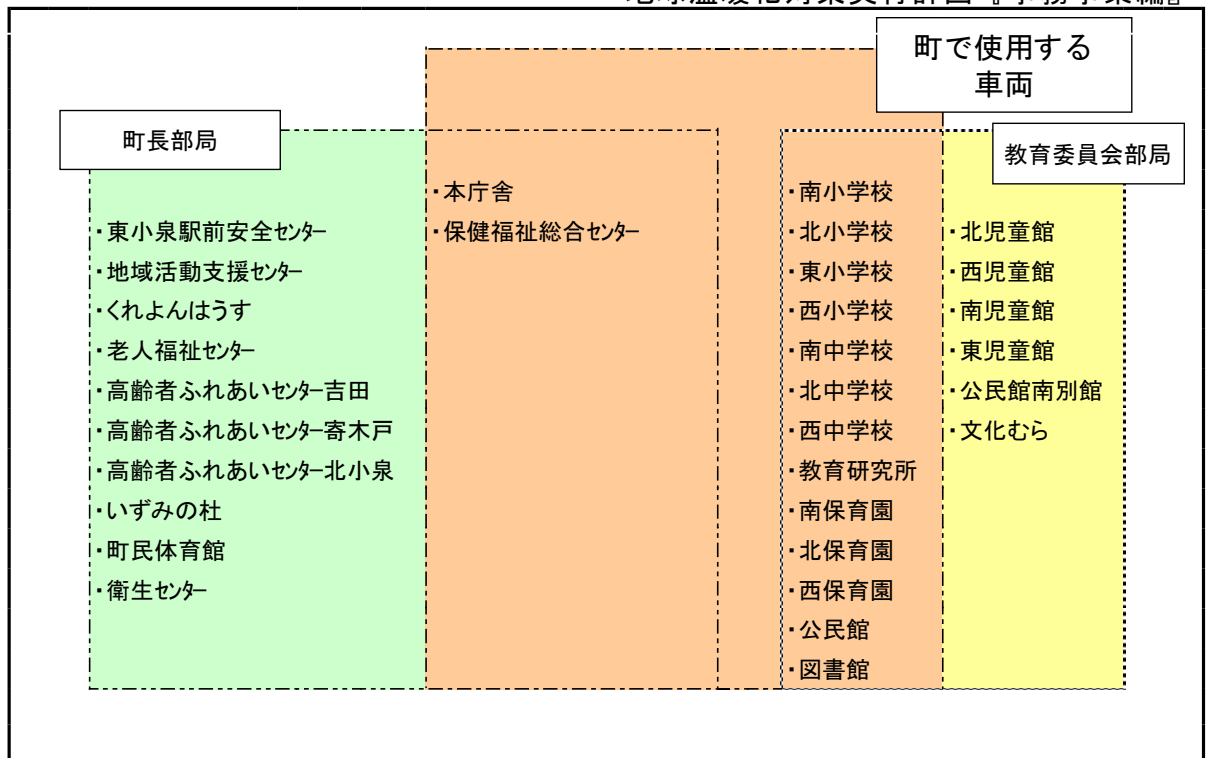
※基準年度：各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度を意味します。

## 1. 5 対象範囲

本計画は、本町が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、平成28年4月より、水道事業が群馬東部水道企業団へ移行となり、対象外となりました。

地球温暖化対策実行計画『事務事業編』



## 1. 6 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた7種類のガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの、4種類のガスとします。

なお、それ以外のパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、排出がない、あるいは非常に微量であるため除きます。

(対象となる温室効果ガス)

	温室効果ガス	主な発生源
1	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用 化石燃料の使用
2	メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行 生活排水の処理に伴う排出 浄化槽の使用に伴う排出
3	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行 生活排水の処理に伴う排出 浄化槽の使用に伴う排出
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用 カーエアコンの廃棄

## 1. 7 排出係数

本計画における温室効果ガスの算定については、法に基づき、算定項目ごとの活動量に排出係数を乗じて算出します。排出係数は法施行令第3条に定める数値とし、可能な限り直近の数値を用いることとします。

なお、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンについては、地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素の重さに換算します。地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素を基準として比較して表した係数を言います。なお、地球温暖化係数は法施行令第4条に定める数値とし、可能な限り直近の数値を用いることとします。

**算定式 = 活動量 × 活動量当たりの温室効果ガス排出係数 × 地球温暖化係数**

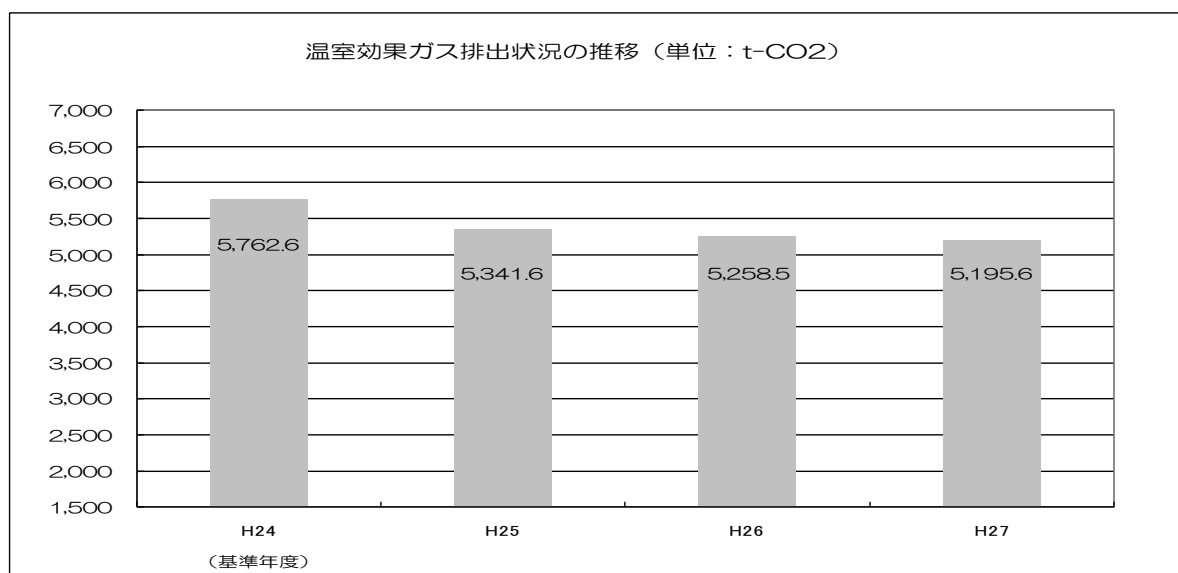
## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 2. 1 温室効果ガスの排出状況

事務活動によって排出された各温室効果ガスの排出量を、排出係数を用いて算出しました。平成27年度の総排出量は5,195.6 t-CO<sub>2</sub>となり、平成24年度（基準年度）の5,762.6 t-CO<sub>2</sub>と比べるとおよそ10%減少しています。

(温室効果ガスの種別排出量の比較 単位 t-CO<sub>2</sub>)

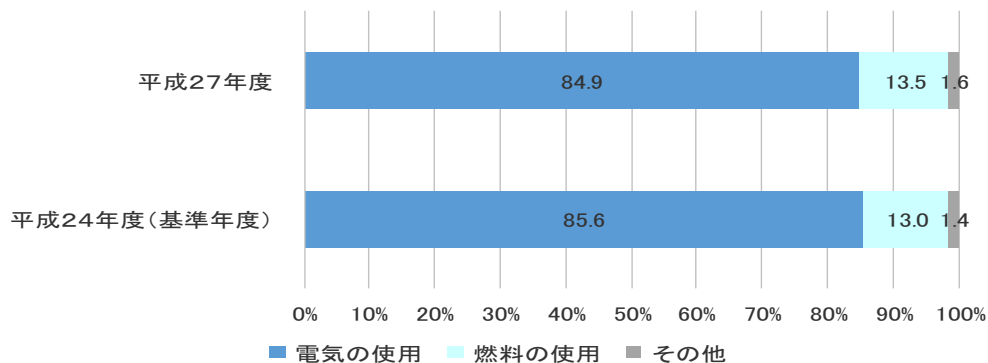
	温室効果ガス	平成24年度 (基準年度)	平成27年度	比較
1	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	5,680.7	5,115.8	90.1%
2	メタン (CH <sub>4</sub> )	52.0	50.8	97.7%
3	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	28.5	27.6	96.8%
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1.4	1.4	100.0%



### 2. 2 要因別の排出状況

平成27年度の温室効果ガスの総排出量5,195.6 t-CO<sub>2</sub>を排出要因別に見ると、

電気の使用による排出が全体の約84.9%を占めており、平成24年度（基準年度）と比較すると0.7%減少しました。次いで燃料の使用による排出が約13.5%を占めています。



## 2.3 削減目標

平成28年4月より、排出量の約3割を占めていた水道事業が群馬東部水道企業団へ移行となったことから、本計画の対象外となりました。平成24年度（基準年度）において水道事業分の実績を控除すると4,368.8 t-CO<sub>2</sub>となります。これらのことを鑑み、平成28年度の目標より目標値の変更を行います。平成24年度（基準年度）の排出量を控除後の排出量4,368.8 t-CO<sub>2</sub>とし、一年毎に前年比1%ずつ削減することとします。各年度の目標値については以下のとおりとなります。

年度	H24(基準年度)	H26	H27	H28	H29	H30
t-CO <sub>2</sub>	排出実績			計画期間中の各年度の目標値		
	5,762.6	5,258.5	5,195.6	4,196.6	4,154.6	4,113.1
	排出実績 (水道事業分控除後)	前年度比1%ずつ削減した値				
	4,368.8	4,281.8	4,239.0	4,196.6	4,154.6	4,113.1
	排出実績	これまでの目標値				
	5,762.6	5,648.0	5,591.5	5,535.6	5,480.2	5,425.4

### <削減目標>

平成30年度（目標年度）までに温室効果排ガス出量を  
4,113.1 t-CO<sub>2</sub> にします（6%削減）



## 第3章 具体的な取組

### 3. 1 直接的な取組

#### (1) 電気

##### ①照明

- ・ 昼休み時間や勤務時間外は、支障のない範囲で一斉消灯します。
- ・ 会議室、倉庫、給湯室、トイレ等は未利用時の消灯を徹底します。
- ・ 効果的、計画的な事務処理に努め、夜間の照明時間の削減に努めます。
- ・ 残業する場合は必要な個所のみ点灯します。
- ・ 退庁時の室内消灯を徹底します。
- ・ LED等省エネ型照明機器への転換を推進します。
- ・ ライトダウンキャンペーンを推進します。

##### ②冷暖房

- ・ 冷暖房は、夏28℃、冬20℃を目安に設定します。
- ・ 冷暖房の吹き出し口は、障害物を撤去し効率化に努めます。
- ・ 緑のカーテンの設置を推進します。
- ・ ブラインドやカーテンを併用し空調を効率的に利用します。
- ・ クールビズ、ウォームビズを徹底します。

##### ③O A 機器等

- ・ O A機器等の機器類は省エネ設定にし、こまめに電源を切ります。
- ・ 昼休みや勤務時間外は、コピー機・プリンター等の電源を切ります。
- ・ 退庁時は、原則、電源のコンセントを抜くか、エコタップを使用します。
- ・ パソコン、プリンター等のO A機器の新規購入、買い替えにあたっては、エネルギー効率の高い製品を選択します。
- ・ エアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫の新規購入、買い替えにあたっては、エネルギー効率の高い製品を選択します。
- ・ 待機中も電力を消費する電化製品の主電源は切ります。
- ・ 節電待機モード機能付電気器具は、こまめな切替えを行います。
- ・ 昼休み等不要な時は、パソコン等の電源を切ります。

- ・ 不必要な電話及び長電話はしません。

#### ④その他

- ・ エレベータの使用は、荷物の運搬時等必要最低限とし、階段を利用します。

### (2) 化石燃料

#### ①自動車

- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。
- ・ 暖気運転は必要の範囲内で行います。
- ・ 余分な荷物を積載せず、低燃費化に努めます。
- ・ 低燃費車や低排出ガス車の利用を促進します。
- ・ 公共交通機関の便がよい場合、電車やバス等の公共交通機関を利用します。
- ・ 近距離の場合は、自転車や徒歩での移動に努めます。
- ・ 公用車の更新時は小型車や低燃費車、ハイブリッドカー等の導入を図ります。
- ・ 業務上可能な場合は、相乗りを励行します。
- ・ 定期的にタイヤの空気圧調整、黒煙排出状況の点検をします。

#### ②冷暖房（再掲につき省略）

## 3. 2 間接的な取組

### (1) ごみの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。
- ・トナーカートリッジは、業者に回収を依頼し、資源化を要請します。

### (2) 用紙類

- ・両面印刷を徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・リサイクル用紙の購入に努めます。
- ・コピー、印刷物の部数、ページ数の減量化に努めます。
- ・使用済封筒、不用紙等の資源化を徹底します。
- ・資料等を発送する時の過剰包装や梱包を自粛します。
- ・ペーパータオルなどの使い捨て用品は使用しません。
- ・トイレットペーパーなどの衛生用紙は、原則、古紙配合率100%の製品を使用します。
- ・庁内ネットワークを利用することで、ペーパーレス化を推進します。

### (3) 水道

- ・こまめな蛇口の開閉、確実な栓締め等日常的に節水に努めます。
- ・洗濯機等の購入、更新に当たっては節水型の製品を選択します。
- ・自動水栓等の節水型機器の導入に努めます。

### (4) 物品等の購入

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。
- ・適正な在庫管理、調整による物品の計画的な購入をします。
- ・業者に対し過剰包装でない製品の納入を要請します。
- ・省エネ型の製品を進んで選択します。

### **(5) 職員の意識向上、率先実行の推進**

- ・職員向けに研修等を行います。
- ・通勤は、可能な範囲で自家用車の利用を抑制します。
- ・ノー残業デイを順守し、一斉消灯を推進します。

## **3. 3 施設の管理にあたっての取組**

### **(1) 使用量の抑制**

- ・空調機器、照明は、業務に支障のない範囲の利用に努めます。
- ・「節水」の張り紙等を掲示し、注意喚起するとともに、使用に支障がない適切な水道水圧に調節します。
- ・屋外や空調をしていない場所へ通じるドアは「開放厳禁」の張り紙により、空調効率の向上に努めます。

### **(2) 建築や整備**

- ・エネルギー消費効率や節水性の高い製品の購入や更新に努めます。
- ・建設や改修にあたっては、断熱性や採光、通風に配慮します。
- ・太陽光等の新エネルギー機器を積極的に導入します。
- ・施設用地等の緑化を推進します。
- ・定期的な点検を実施し、補修が必要な場合は早期に行います。
- ・使用する設備、機器類は定期的に点検及びメンテナンスを行います。

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 4. 1 推進体制

本計画を実行していくためには、全庁的に取組を推進していく必要があります。このことから、各課に「推進責任者」を置き、推進体制として「推進本部」を設置します。

運用及び管理については「環境管理責任者」の指揮の下、「事務局」において、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### (1) 推進本部

副町長を本部長とします。

また、本部員は総務部長、企画部長、財務部長、健康福祉部長、住民経済部長、都市建設部長及び教育部長をもって組織します。

推進本部では、全庁の温室効果ガスの排出量及び職員による温暖化防止活動の活動状況から、計画の策定・評価・見直しを行うとともに、温暖化防止活動について推進責任者により検討を行います。

#### (2) 環境管理責任者

都市建設部長を環境管理責任者とします。

環境管理責任者は、各施設及び公用車等から排出される温室効果ガス及び職員による「第3章 具体的な取組」について統括管理を行うとともに、推進本部に対し、その活動状況及び計画の見直しの必要性の有無を報告します。

#### (3) 推進責任者

各課に推進責任者を置きます。

推進責任者は、各課の中心となり、課の職員に対し、計画に従い、「第3章 具体的な取組」を促進します。

なお、施設及び公用車を管理する課の推進責任者は、数値目標を設定し、温室効果ガス排出量の数値を把握し、点検します。

#### (4) 事務局

事務局を環境整備課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を管理します。

## (5) 職員等

推進責任者の指示に基づき、「第3章 具体的な取組」を積極的に行います。

### 4. 2 点検体制

施設及び公用車を管理する推進担当者は、四半期ごとに温室効果ガスの排出量及び職員の活動状況について点検し、事務局へ報告します。

事務局が集約した温室効果ガスの排出量及び活動内容をもとに、環境管理責任者は、推進本部に目標の見直し及び計画の改善の必要性の有無を考慮し、点検します。

推進本部会議を開催し、本町の地球温暖化防止活動の点検・評価を行います。また、地球温暖化対策の継続的な活動を推進するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

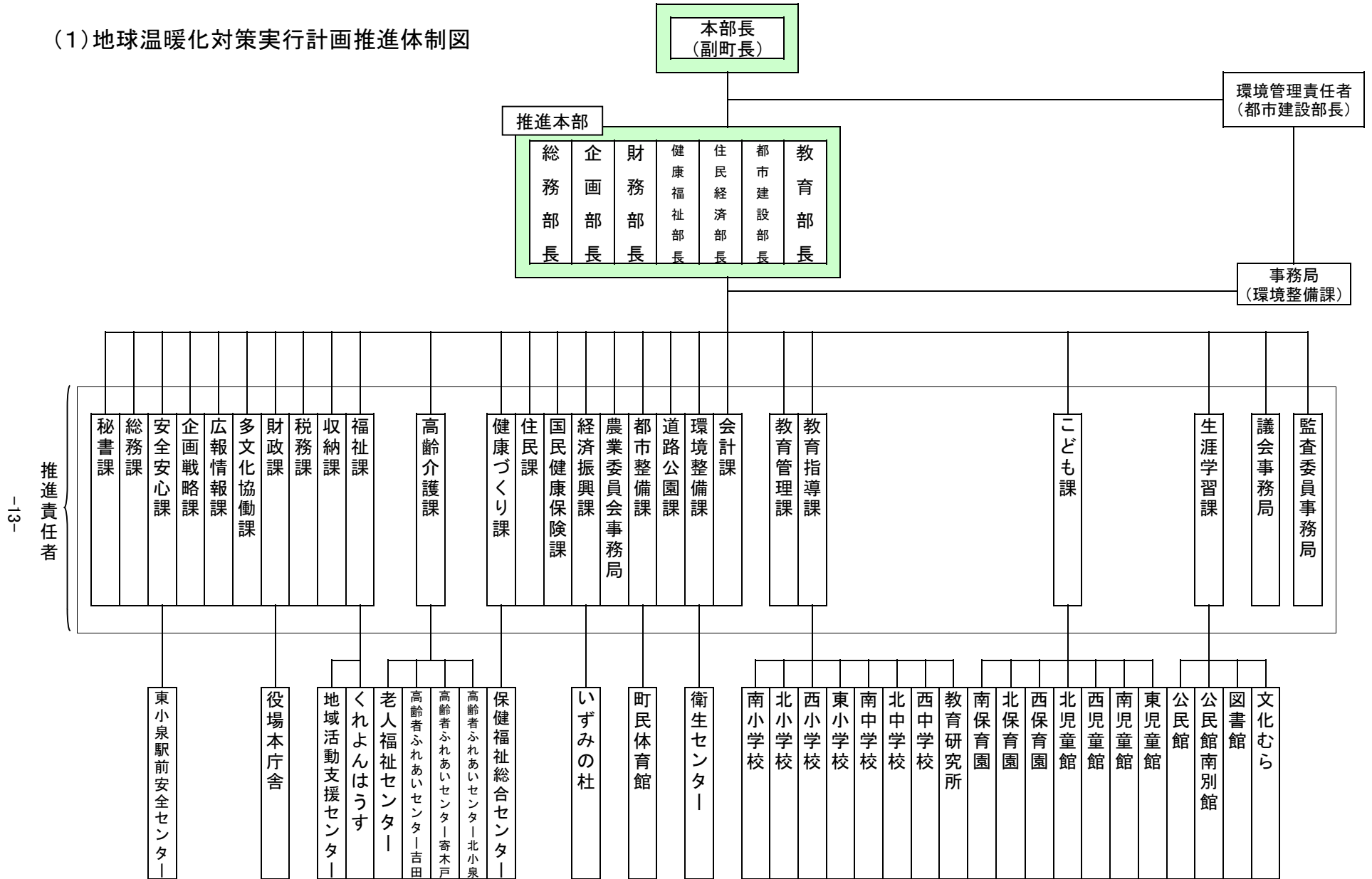
### 4. 3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、広報おおいずみやホームページ等により公表します。

公表する内容は、温室効果ガスの総排出量及び計画の達成状況、また、今後の取組事項等とします。

# 【 資 料 編 】

(1)地球温暖化対策実行計画推進体制図





(2) 活動の種類別温室効果ガス排出量（平成24年度）

項目			活動量		温室効果ガス			
					二酸化炭素 排出量 kg-CO2	メタン kg-CH4	一酸化二窒素 kg-N2O	ハイドロフル オロカーボン kg-HFC
			数量	単位				
燃料 使用量	ガソリン	施設	0	L	0	/	/	/
		公用車	21,687	L	50,314	/	/	/
	灯油		107,209	L	266,951	/	/	/
	軽油	施設	20	L	52	/	/	/
		公用車	5,015	L	12,937	/	/	/
	重油		17,050	L	46,206	/	/	/
	ガス（LPG）		60,469	m3	181,406	/	/	/
ガス（都市）		88,003	m3	192,727	/	/	/	
電気使用量			9,390,662	kwh	4,930,098	/	/	/
自動車 の 走行量	ガソリン LPG	普通車・小型乗用車	95,914	km	/	20.1419	862.267	/
		軽自動車	116,412	km	/	24.4465	794	/
		小型貨物車	12,877	km	/	4.05626	104	/
		軽貨物車	131,424	km	/	30.3589	896	/
		特殊用途車	4,877	km	/	3.5846	53	/
	軽油	普通車・小型乗用車	2,481	km	/	0.10420	5	/
		バス	18,782	km	/	5.91633	82	/
		小型貨物車	15,306	km	/	2.44284	43	/
		特殊用途車	16	km	/	0.00437	0	/
	し尿・浄化槽	し尿・浄化槽汚泥処理量	24,517	m3	/	19,565	7,068	/
浄化槽利用者数		2,609	人	/	32,326	18,602	/	
カーエアコンの使用			109	台	/	/	1,417	
			5,762,597	kg-CO <sub>2</sub>	5,680,689	51,981	28,509	1,417

5,762.6 t-CO<sub>2</sub>

5,680.7

52.0

28.5

1.4

### (3) 排出係数一覧

#### 1 地球温暖化排出係数

	温室効果ガス	地球温暖化係数
1	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
2	メタン (CH <sub>4</sub> )	25
3	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430

#### 2 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出係数

活動項目		単位	排出係数
燃料の使用に伴うもの	ガソリン	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.32
	灯油		2.49
	軽油		2.58
	重油		2.71
	ガス (LPG)	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	3.00
	ガス (都市)	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	2.19
他から供給された電気の使用	東京電力(株)	kg-CO <sub>2</sub> /kwh	0.505
	(株)イーセル	kg-CO <sub>2</sub> /kwh	0.511
	日本ロジテック (協組)	kg-CO <sub>2</sub> /kwh	0.386

#### 3 メタン (CH<sub>4</sub>) 排出係数

活動項目		単位	排出係数
自動車の走行【ガソリン・LPG】			
普通・小型乗用車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000010	
バス		0.000035	
軽自動車		0.000010	
普通貨物車		0.000035	
小型貨物車		0.000015	
軽貨物車		0.000011	
特殊用途車		0.000035	

自動車の走行【軽油】		
普通・小型乗用車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000002
バス		0.000017
普通貨物車		0.000015
小型貨物車		0.0000076
特殊用途車		0.000013
下水またはし尿の処理	kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.038
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	kg-CH <sub>4</sub> /人	0.59

#### 4 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) 排出係数

活動項目	単位	排出係数
自動車の走行【ガソリン・LPG】		
普通・小型乗用車	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000029
バス		0.000041
軽自動車		0.000022
普通貨物車		0.000039
小型貨物車		0.000026
軽貨物車		0.000022
特殊用途車		0.000035
自動車の走行【軽油】		
普通・小型乗用車	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000007
バス		0.000025
普通貨物車		0.000014
小型貨物車		0.000009
特殊用途車		0.000025
下水またはし尿の処理	kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>	0.00093
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	kg-N <sub>2</sub> O/人	0.023

#### 5 ハイドロフルオロカーボン (HFC) 排出係数

活動項目	単位	排出係数
自動車用エアコンディショナー使用時の排出	kg-HFC/台	0.01

## (4) 環境方針

### (基本理念)

現在の環境問題は、温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化や熱帯雨林の減少、酸性雨など地域や国を越えた地球規模の問題にまで広がっています。

こうした問題に対応するため、町が率先して環境負荷の低減に取り組み、エネルギーの有効活用に努め、環境汚染の防止を図り、「限りある資源を大切にし、地球温暖化防止を目指した緑あふれる環境に調和したやさしい町」の実現を目標に掲げ、進めていきます。

### (基本方針)

- 1 環境負荷の低減、環境保全に努め、環境に配慮した事務事業を展開するために、次のことに取り組みます。
  - (1) 省資源、省エネルギー、廃棄物の減量化やリサイクルに努めます。
  - (2) 公共事業における環境負荷の低減に努めます。
  - (3) 地球温暖化などの環境問題に対する意識の啓発に努めます。
- 2 環境に影響を与える事務事業に適用可能な法令、協定、その他の合意事項を順守します。
- 3 環境目的及び目標を定め、その達成に努め、評価し、必要な見直しを行い、継続的な改善を図ります。

平成28年10月25日

大泉町長 村山俊明